

人手不足にお困りの企業様必見！ 移住支援金対象法人に登録しませんか？

東京圏からの移住者に最大100万円を支給します

石狩市では移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消にむけ、東京23区（在住又は通勤者）から移住し、北海道が運営するマッチングサイトに登録した法人に就職した方に移住支援金を支給します。

（掲載までの流れ）

- ①登録申請書提出
※約10分！
- ②求人作成・掲載
※無料！

<法人等> <マッチングサイト>



<求職者>



マッチングサイトとは？

- ・道が運営する、移住支援金対象の求人等を掲載する求人サイトです。
- ・求人情報は大手民間求人サイトの一部に無料で転載されるので、大変お得です。

北海道で暮らそう はたらこう

北海道公式 移住支援金対象求人就業マッチングサイト



登録法人の登録要件は？

- ①官公庁等ではないこと
※第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人、又は地方公共団体から補助を受けている法人は登録可
- ②資本金10億円未満の法人であること
※ただし、資本金10億円以上の概ね50億円未満の法人の場合：所在する市町村の推薦が必要
- ③資本金10億円未満の法人であっても、みなし大企業は不可
（みなし大企業：親会社が資本金10億円以上等※）
※ただし、当該親会社と登録を希望する法人が同じ市町村にあり、親会社の市町村推薦があれば登録可能
- ④本店所在地が東京圏以外の地域にあること
（本店の所在が東京圏でも、求人の対象が道内市町村における勤務地限定型社員の場合は可）
- ⑤雇用保険の適用事業主であること ⑥風俗営業者でないこと ⑦暴力団等と関係を有さないこと
<登録に関する詳細は道ホームページのQ & Aをご覧ください。>



移住支援金の支給要件は？

<次の要件の全てに該当することが必要となります>

- ①住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住or通勤
- ②住民票を移す直前に1年以上、東京23区に在住or通勤
（※①②ともに、通勤の場合にあつては、東京・埼玉・千葉・神奈川県のいずれかに居住していた方）
- ③ただし、東京23区内の大学に通学し、東京23区内に通勤していた方については、通学期間も対象期間となります（例：川崎市・三鷹市に一人暮らし→23区内の大学に4年間通学）。

移住支援金対象法人の登録申請書提出の流れ（無料）

（登録マニュアル）

①要件
チェック

②申請書
作成

③道に申請*



①～③

- ・まずは登録マニュアルで登録要件をご確認ください。
（URL） <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/houjinmanual.html>
- ・申請書の記入には10分程度かかります。
- ・提出はメール（様式:Excel）にて受け付けます（提出先アドレス⇒登録マニュアル参照）。
メール提出が難しい場合はご相談ください。

本案内・移住支援金事業のお問合せ先
石狩市企画政策部企画課 電話：0133-72-3161

登録法人の申請や求人マッチングサイトのお問合せ先
北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 電話：011-251-3896（直通）